令和４年３月30日

施設利用者　様

筑慈苑施設組合長　藤　田　陽　三

申請書等への押印省略について

このことについては、筑慈苑利用者の申請時の負担を軽減するため、現行の申請手続を下記のとおり一部変更いたします。

記

変更内容

申請書等への「申請者の押印の義務付け」を廃止し、**「署名又は記名押印の選択」**によることとします。

(1) 対象となる申請書等
・筑慈苑施設利用許可申請書
・焼骨処分依頼書
・納付証明申請書

(2) 適用時期
令和４年４月１日の施設利用から適用します。

(3) 用語の定義
・「署名」とは、自己の氏名を自署すること。（※個人が自署しない場合は記名押印でも可）
・「記名」とは、代筆や印刷、スタンプ等により、氏名を記すること。
・「記名押印」とは、氏名を記載のうえ押印すること。